

## 公益財団法人滋賀県消防協会会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第43条第3項の規定に基づき、公益財団法人滋賀県消防協会（以下「この法人」という。）の会員に関し必要な事項を定めるものとする。

### (正会員)

第2条 次の各号に該当するものを、正会員とする。

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）（以下「法」という。）第9条の規定に基づき滋賀県内の各市町に設置され、同法第11条の規定に基づき配置された消防職員
- (2) 法第9条の規定に基づき滋賀県内の各市町に設置され、同法第19条の規定に基づき配置された消防団員
- (3) この法人の目的に賛同し、事業に協力する滋賀県内の市町長
- (4) 事業の経費を負担する滋賀県内の市町、一部事務組合及び消防関係機関

2 前項の消防職員及び消防団員が退職及び退団した場合は、正会員の資格を喪失する。

ただし、その者が退職及び退団した日において理事、監事及び評議員であった場合には、退職及び退団した日の属する事業年度に関する定時評議員会終結の時までは、正会員とみなす。

### (特別会員)

第3条 前条に規定する以外の法人、団体及び個人で、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人及び団体又は学識経験者並びにこの法人のために功労のあった者は、理事会の承認を得て特別会員となることができる。

ただし、新公益法人移行時において、移行前における旧寄附行為第5条第2項第2号及び第3号の賛助会員及び名誉会員は、新公益法人移行後も理事会の承認を得ることなく特別会員となれるものとする。

2 特別会員になろうとする者は、所定の申込書により、その属性及び入会理由等を記載して、事務局に提出するものとする。

### (除名)

第4条 正会員及び特別会員が、違法行為又は著しく道義に反する行為をするなど、会員として相応しくないと認められたときは、理事会の決議により除名することができる。

2 前項の場合に、除名が審議される理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

### (補則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

この規程は、公益財団法人滋賀県消防協会の設立の日（平成25年4月1日）から施行する。